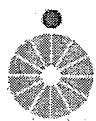


# 佐世保市いじめ防止基本方針

(平成29年6月改定)

## ＜参考資料＞

- ＜参考資料1＞…………… 1  
「いじめ防止対策推進法」
- ＜参考資料2＞…………… 11  
「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」  
(平成28年3月18日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長)
- ＜参考資料3＞…………… 21  
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」  
(平成29年3月文部科学省)
- ＜参考資料4＞…………… 39  
「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」  
(平成29年3月14日改定 文部科学大臣決定「いじめの防止のための基本的な方針」添付資料)
- ＜参考資料5＞…………… 49  
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」  
(平成26年7月 文部科学省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)
- ＜参考資料6＞…………… 86  
「佐世保市立小・中学校における出席停止の命令の手続きに関する規則」  
(平成20年3月31日改正 佐世保市教育委員会)
- ＜参考資料7＞…………… 90  
「いじめ等相談窓口」  
(佐世保市ホームページ)



## いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

### いじめ防止対策推進法

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 いじめ防止基本方針等(第十二条—第十四条)
- 第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)
- 第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)
- 第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)
- 第六章 雜則(第三十四条・第三十五条)

#### 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童

等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### (財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するため必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第二章 いじめ防止基本方針等

#### (いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### (地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### (いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に關係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

#### (学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### (関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教

員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものとの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に

行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に

係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十

二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるように、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るために、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雜則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に

関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## <参考資料2>

27初児生第42号

平成28年3月18日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田知広

(印影印刷)

### いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成 及び新年度に向けた取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。  
いじめの認知に関しては、平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数について、都道府県間の差が30倍を超えるなど、実態を反映したものとは言い難い状況がみられます。

言うまでもなく、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提であります。また、いじめの認知と対応が適切に行われなかつたために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要があります。

そこで、文部科学省では、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」への協力依頼に先立ち、いじめの認知に関する考え方を簡潔にまとめた教職員向けの資料を作成しました。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、別添の資料を周知するとともに、記1に留意の上、御指導をお願いします。

また、入学や進級等により児童生徒を取り巻く環境が大きく変わる4月は、児童生徒の人間関係の摩擦やストレスの増加に特段の配意をする必要があります。特に4月上旬は、18歳以下の者の自殺が急増する傾向がみられます（参考1）。これらを念頭に、記2に留意の上、新年度に向けた取組についても併せて御指導をお願いします。

## 記

### 1 資料の活用等について

- (1) 各学校において全ての教職員に別添の資料を配布すること。
- (2) 職員会議や各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」の会合、いじめ問題に関する研修会等において、管理職等が本資料の内容を説明するなどして、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
- (3) 学校の設置者等にあっては、必要に応じ、本資料が各学校においてどのように活用されているかを具体的に把握すること。また、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関し、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、正確な認知件数を計上すること。

### 2 新年度に向けた取組について

- (1) 今年度実施した学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、PDCAサイクルの手法を用いて春休み中に検証し、改善すべき点（基本方針の改正を要する点を含む。）を明確にしておくなど、より実効性のあるものとすること。
- (2) 校内の教育相談体制を再確認するとともに、新年度のできる限り早期に児童生徒との面談を実施するなど、児童生徒が発する変化の兆候（悩みやいじめの訴え等）を積極的に受け止める取組を実施すること。
- (3) 入学式等の機会を捉え、保護者に対し、「いじめのサイン発見シート」（参考2）や「24時間子供SOSダイヤル」（4月1日午前零時から「0120-0-78310」に変更される。）等の相談窓口を紹介すること。
- (4) 個人情報の取扱いに十分留意しながら、進学先や転学先の学校に対し、個々の児童生徒の指導上の留意点等について積極的に申し送りをすること。

#### （本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係

生徒指導調査分析係

電話番号 03-5253-4111

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

## いじめの認知について

### 1 いじめの定義の解釈の明確化

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。

法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。

よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である

#### （ごく初期段階のいじめの具体例）

- ・授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ・AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

#### （好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合の具体例）

- ・AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。
- ・入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Bさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

○いじめの定義についての基本的な考え方は「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日付け児童生徒課長通知）（別紙）に詳細に示されているため、本通知の周知徹底及び本年度より実施している都道府県・政令指定都市教育委員会に対する行政説明を継続して行う。

## 2 「けんか」の捉え方について

いじめの認知漏れの原因として、児童生徒間でなされた行為を「けんか」と捉えて「いじめ」と認知しなかった事案があり、是正に向けた周知を行う。

### (1) 「けんか」が拡大解釈され、いじめの認知漏れに至る危険性

(国のいじめ防止基本方針より抜粋)

(いじめから) けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

#### ○認知漏れの例

##### (例 1)

A君は、B君に消しゴムをちぎって投げた。B君は何度も止めてといったがA君は繰り返し消しゴムをぶつけ、けらけら笑っていた。(a)

ついにB君は頭にきてA君を叩いた。するとA君は、「叩いたな」といつてB君を押し倒し、馬乗りになって何度もB君を叩いた。(b) B君は、泣き出してしまった。

その後、担任が事情を確認すると、A君は、B君が最初に殴ったからやり返しただけだと主張した。担任は、A君の主張のとおり「けんか」と判断した。

○下線 (a) の行為がA君からB君へのいじめであり本事案の原因となっている。

○B君の「叩いた」という行為に対するA君による下線 (b) の行為は、過剰である。

○行為の結果として、B君が泣いてしまったように大きな苦痛をともなっている。

よって、(例 1) は、A君からB君への一連のいじめと見ることが適当である。

##### (例 2)

クラス内の2つのグループが相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方のグループが、携帯電話の記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方のグループは、自分たちの方がひどいことを言わわれていると主張した。先生が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため、「けんか」と判断した。

○「けんか」は、突発的に発生し、行為自体が短時間で終わるものと捉える。

よって (例 2) は、双方向のいじめと捉えるべきである。

### (2) 「けんか」はいじめとして扱わないことについて

国的基本方針において、「けんか」はいじめとして扱わない旨の記述が存在するが、これは、社会通念上の「けんか」を全ていじめから除外するものではない。法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為（一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの）は、なんらかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しない「けんか」は、極めて限定的である。

### 3 いじめを受けていると思われる児童生徒が「大丈夫」と答えたことをもって単純にいじめではないと判断し「いじめ」の認知漏れとなってしまう問題について

(例)

A君は、B君、C君と休み時間によく一緒に遊んでいる。最近は、教室でプロレスごっこがはやっており過激になってきている。同じクラスの生徒が担任の先生に「B、Cはプロレスをやっている際、かなり乱暴。Aは2人にやられている。」との話があった。担任がA君に直接確認したところ「大丈夫です。」と答えたため、Aが苦痛を感じていないと判断し、いじめと認知しなかった。

○いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

○いじめは、ふざけあいを装った形態で行われることがあり、教職員の前で加害者がいじめないと主張し、被害者も同意せざるを得ないまま状況が悪化することもある。いじめではないかと違和感を持った場合は、当事者が否定したとしても早計にいじめではないと判断するのではなく、違和感を持った行為をすぐに止めさせ、調査を行い（家庭訪問を行うなどいじめを受けている可能性がある児童生徒が話をしやすい環境での聴き取り、周囲の児童生徒からの聴き取り、アンケート調査など）、必要に応じて指導をすることが大切である。

○いじめを受けていると思われる児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合であっても、通常であれば、心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は、「いじめ」として積極的に認知する。

#### 4 「いじめ」という言葉を使用しない場合の指導例

いじめ防止対策推進法で規定された「いじめ」は、広範に渡るため、指導においては、敢えて「いじめ」という言葉を使用しない場合もあり得ることを周知する。

Aさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なBさんは、解き方と答えを教えてあげた。

Aさんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聴いた途端に泣き出してしまった。このことでBさんは困惑してしまった。

##### (定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・AさんとBさんは、一定の人的関係にある。
- ・BさんがAさんに解き方と答えを教えた行為は心理的又は物理的な影響を与える行為
- ・Aさんは泣き出しており苦痛を感じたと認められる。

→いじめとして認知する（組織的対応）。

##### (指導例)

○担任の先生からAさん

「もう少しで解けたところだったので悔しかったのね。がんばってたもんね。」と慰めた。また後日、Aさんの気持ちが落ち込んでいるのを確認し、「Bさんはなんでそんなことをしたと思う？」と問い合わせながらBさんが親切心から行った行動であることも悟らせた。

○担任の先生からBさん

先生

「Aさんが困っていると思って教えてあげたのね。Bさんはとても親切だもんね。」「困っている人がいたら助けてあげるのはとても大切だからこれからもその気持ちを大切にしてね。」「ところで、今日、なぜAさんが泣いちゃったと思う？」

Bさん

「自分で問題を解きたかった。」

先生

「先生もそうだと思う。そんなときどうするといいのかな？」

Bさん

「もう少し待てばよかった」「分からぬところがあつたら聞いてねと言えばよかった。」

先生

「そうだね。とってもいいアイディアだね。」

→今回、Bさんへの指導や保護者への報告に当たって「いじめ」という言葉を使う必要はない。しかし、同様の行為が指導後も続き、Aさんが苦痛に思うことがあれば、Bさんとその保護者に対して、定義に基づき「いじめ」に当たることを伝える必要がある。

# いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

## ● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

## ● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりとといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

## ◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるとともに、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

## ◆ いじめの認知を正確に行なうことは極めて重要です。



- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
  - ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」
- といった声を聞くことがあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで…、一回きりだから…）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならぬとされています。

## ◆ いじめの定義を再確認しましょう。

### いじめ防止対策推進法第2条第1項

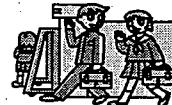
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



## ◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

### 事例

(定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があつたことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前で恥にさらされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっている。今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

## ◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

## ◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

### 1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

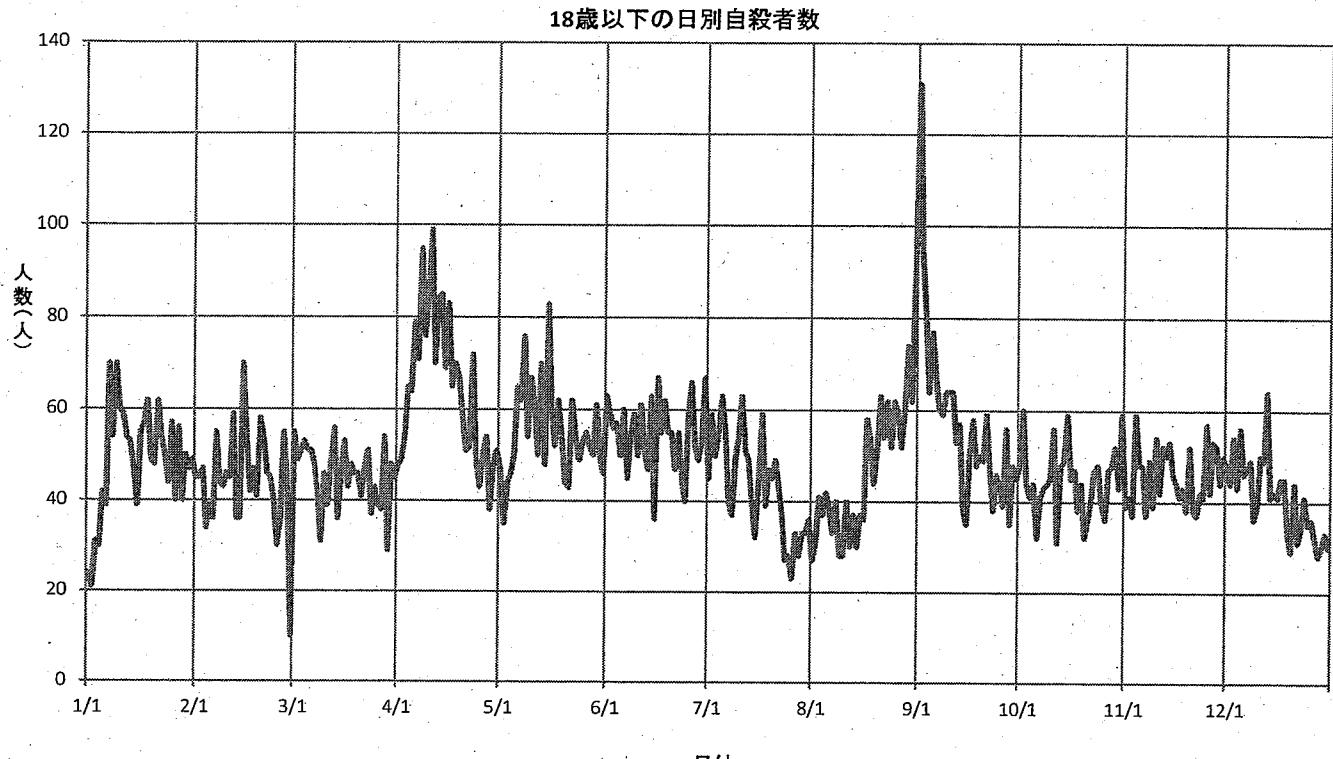
### 2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくとも機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

# 平成27年版自殺対策白書(抄)

参考1



## 【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域においての対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行なうことは効果的であろう。

保存版

## いじめのサイン

## 発見シート✓

監修 森田洋司 氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



## 朝 (登校前)

※チニク様は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出でこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

## 夕 (下校後)

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



## 夜間 (就寝後)

お子さまの  
ようすは  
いかがですか?

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよどれていたり、やぶれていだりする。

## 夜 (就寝前)

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

## ■「いじめ」をしていませんか?

いじめる側になっていると、  
次のようなサインがでていることがあります。

言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。

買ったおぼえのない物を持っている。

与えたお金以上のものを持っている。おづかいでは買えないものを持っている。

## クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

## 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなりりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さんやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ?  
もしかしてと  
思つたら...」

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しない」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310

**<参考資料 3>**

**いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**

**平成29年3月  
文部科学省**

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

## 目次

### はじめに

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第2 重大事態を把握する端緒

第3 重大事態の発生報告

第4 調査組織の設置

第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

第6 調査の実施

第7 調査結果の説明・公表

第8 個人情報の保護

第9 調査結果を踏まえた対応

第10 地方公共団体の長等による再調査

## はじめに

- 平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第28条第1項においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。同規定の施行を受け、文部科学大臣が法第11条第1項に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を定め、「重大事態への対処」に関し、学校の設置者又は学校による調査の方法や留意事項等を示した。更に、基本方針の策定を受け、いじめが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されるとともに（平成26年7月）、法第28条第1項第2号の不登校重大事態の場合の調査についても、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）が策定された。
- しかしながら、基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生している。
- 法附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としている。同項の規定を踏まえ、文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果、平成28年11月2日、同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言された。議論のとりまとめの「重大事態への対応」に係る項目において、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題が指摘され、併せて、このような現状・課題に対して、「重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。」という対応の方向性が提言されたところである。
- 以上を踏まえ、文部科学省として、法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。

## 第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

### (基本的姿勢)

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膚を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないとすることを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことと踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

**第2 重大事態を把握する端緒**

(重大事態の定義)

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

(重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響)

- 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

(重大事態の範囲)

- 重大事態の定義（事例） ※重大事態として扱われた事例【別紙】

- 誤った重大事態の判断を行った事例等

- ①明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳震盪という被害）が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかつた。

②不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

③不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。この点、児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられるこのないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うこと。

(重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること)

- 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)

- 学校の設置者及び学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）第5章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組織体制を整備して対応すること。

### 第3 重大事態の発生報告

#### (発生報告の趣旨)

- 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

#### (支援体制の整備のための相談・連携)

- 必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学は、適切な支援を行うこと。その際、国立大学は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。
- 高等専門学校の設置者及び高等専門学校は、法第35条により、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめの防止等のための対策について、必要な措置を講ずることとされている。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、設置者は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

## 第4 調査組織の設置

### (調査組織の構成)

- 調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

### (調査組織の種類)

- 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。

#### ①学校の設置者が主体

##### a 公立学校の場合

- ・法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関（第三者により構成される組織）において実施する場合
- ・個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。）において実施する場合

##### b 私立学校及び国立大学附属学校の場合

- ・学校の設置者が第三者調査委員会を立ち上げる場合

#### ②学校が主体

- a 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第22条。以下「学校いじめ対策組織」という。）に第三者を加える場合
- b 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

### (第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合)

- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、学校いじめ対策組織の法第23条第2項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。

## 第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

### (説明時の注意点)

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。  
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。  
※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）  
※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

### (説明事項)

- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

#### ①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

#### ②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出すること。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

### ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

### ④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

### ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

### ⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又

は一定の条件下で調査票の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。

- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

- 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

(外部に説明を行う際の対応)

- 記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること(配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること)。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。

(自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方)

- 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。「事故死であった」、「転校した」と伝えてはならない。)
- いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

(被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合)【再掲】

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。

(被害児童生徒・保護者のケア)

- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。
- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようするため、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

**第6 調査の実施**

**(1) 調査実施に当たっての留意事項【共通】**

(調査対象者、保護者等に対する説明等)

- アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的）、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する場合があるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、学校の設置者及び学校は、状況に応じて早い段階での聞き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

(児童生徒等に対する調査)

- 被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聞き取り調査等により、いじめの事実関係を把握すること。この際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

### (記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。  
※学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。
- これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

### (調査実施中の経過報告)

- 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

### (分析)

- 調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

#### (2) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。

#### (3) 自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合

①文書情報の整理

②アンケート調査（背景調査の指針P17を参考とする。）

結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

- ③聴き取り調査（背景調査の指針P18を参考とする。）
  - ④情報の整理（背景調査の指針P19を参考とする。）
- ①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。
- ⑤再発防止策の検討（背景調査の指針P20を参考とする。）
  - ⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針P20を参考とする。）

#### （4）不登校重大事態である場合

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行うこと。

### 第7 調査結果の説明・公表

#### （調査結果の報告）

- 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

#### （地方公共団体の長等に対する所見の提出）

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

#### （被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明）

- 法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行なうことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。
- 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行なうこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を

怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。

- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。  
また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供)

- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

## 第8 個人情報の保護

(結果公表に際した個人情報保護)

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

## 第9 調査結果を踏まえた対応

(被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等)

- 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

### 【再掲】

- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

(再発防止、教職員の処分等)

- 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
- 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。また、学

校法人においても、法人としての責任を果たすべく、これらを含めた適切な対応を検討すること。

#### 第10 地方公共団体の長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

- 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したもののに十分な調査が尽くされていない場合

②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上で調査を行うことも考えられる。

(地方公共団体の長等に対する所見の提出)【再掲】

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

(再調査の実施)

- 地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第1から第8までの事項に沿って、調査を進めること。
- 公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項）。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

**①児童生徒が自殺を企図した場合**

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

**②心身に重大な被害を負った場合**

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

**③金品等に重大な被害を被った場合**

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

**④いじめにより転学等を余儀なくされた場合**

- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

## 学校における「いじめの防止」「早期発見」

### 「いじめに対する措置」のポイント

- ・ 学校及び学校の設置者は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる

#### (1) いじめの防止

##### ① 基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことからはじめていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

##### ② いじめの防止のための措置

###### ア) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。その際、いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校

いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組を行うことが有効である。常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

#### イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。<sup>1</sup>また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。<sup>2</sup>

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

#### ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めいくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍でき

<sup>1</sup> 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

<sup>2</sup> 児童生徒の社会性の構築に向けた取組例としては、以下のようなものがある。

「ソーシャルスキル・トレーニング」：

「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて説明を行い、また、ロールプレイング（役割演技）を通じて、グループの間で練習を行う取組

「ピア（仲間）・サポート」：

異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う取組

る集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことがで

きるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童生徒を見守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

#### 才) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危険になることなどを学ぶ。

なお、児童会・生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

## （2）早期発見

### ① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示

す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わぬいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

## ② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに<sup>3</sup>、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。<sup>4</sup>また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まつたいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

<sup>3</sup> アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫し、学期ごとの節目で児童生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう、全ての学校において年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童生徒との面談等に役立てる必要である。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童生徒の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。(平成 22 年 9 月 14 日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知「平成 21 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について(通知)及び国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「生徒指導リーフ 4 いじめアンケート」等を参照)

<sup>4</sup> 児童生徒に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」と悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

### (3) いじめに対する措置

#### ① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

#### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### ③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

いじめが解消したと思われる場合（本文第2の3（4）iii）[P30]参照）でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### ④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあつたことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも

目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。<sup>5</sup>

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解消している状態に至った上で（本文第2の3（4）iii）[P30]参照）、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

#### ⑥ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除した

<sup>5</sup> 懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

りできるようになっている<sup>6</sup>ので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

#### (4) その他の留意事項

##### ① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。このため、学校においては、学校いじめ対策組織の構成・人員配置を工夫することが必要である（例えば、日常的に最も身近に児童生徒と過ごしている学級担任を、各学年ごとに複数名参画させるなど）。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る

<sup>6</sup> プロバイダ責任制限法に基づく。削除依頼の手順等については、平成24年3月文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」参照

ことが考えられる。

## ② 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないので、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

## ③ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

## ④ 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行なうことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

## ⑤ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）

### はじめに

子供の自殺が起こると、遺族はもとより多くの人々が「なぜ自殺にまで至ったのか」「どうすれば防ぐことができたのか」と自問します。その疑問に応えていくことは、子供の自殺を防ぐためにも重要であると考えます。

平成23年3月、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」が策定されました。当該指針はマニュアルとしてではなく、指針を参考に現場で様々な取り組みがなされ、ノウハウが蓄積されることを期待して策定されたものであり、平成23年6月文部科学省初等中等教育局長通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」で周知されました。

事後対応については、現場におけるノウハウの蓄積が進んできていましたが、調査に関しまだ手探りの状態であるため、平成23年の指針では、今までよりも一歩でも二歩でも前進させることを考え、当時の時点で実施可能と考えられる枠組みや実施例が提示されました。

また、遺族の要望があつてから着手したのでは、しばしばタイミングを逸し、結果的に遺族の要望に添うこととも難しくなることや、今後の自殺防止につなげる意味から、学校や教育委員会が、早い時期から主体的に調査に取り組むことを本指針の基本に据えました。

#### （改訂版作成の趣旨）

平成23年6月以降、調査委員会を立ち上げての背景調査がいくつかの自治体で行われてきましたが、その際に本指針は、背景調査をいかにして進めるかのヒントとなる参考資料として活用されてきました。しかしながら、実際の運用に当たっては、調査委員会の中立性・公平性の確保の在り方や、背景調査により得られた情報の取扱いなどに関する共通の課題も見られました。

また、平成25年6月には、「いじめ防止対策推進法」が成立しました。これまでも、児童生徒の自殺が起った場合には、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、背景調査の実施が求められていたところですが、平成25年9月28日の法律の施行以降、児童生徒の自殺が、いじめにより生じた疑いがある場合は、いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」として、事実関係の調査など、必要な措置が法律上義務づけられることとなりました。

これらを踏まえ、平成25年度及び平成26年度の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、平成23年6月以降の指針の運用状況やいじめ防止対策推進法の規定を踏まえ、指針の見直し検討を行いました。

なお、この改訂版指針は、現時点で考えられる背景調査の進め方のノウハウを記載したものであり、実際の背景調査に当たっては、個別の状況に応じた柔軟な対応が必要であることに留意し、場面に応じて最善と思われる方策を臨機応変に検討してください。

# 目 次

## はじめに

### 1 総論

- (1) 背景調査の趣旨等
- (2) 背景調査の流れと早期着手の必要性
- (3) 背景調査を進めるに当たっての体制
- (4) 報道対応の基本的考え方

### 2 基本調査の実施

- (1) 調査対象と調査の主体
- (2) 基本調査の実施
- (3) 情報の整理・報告
- (4) 基本調査における遺族との関わり

### 3 詳細調査への移行の判断

- (1) 詳細調査とは
- (2) 詳細調査への移行の判断
- (3) 詳細調査に移行すべき事案の考え方
- (4) 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査の実施の判断

### 4 詳細調査の実施

- (1) 調査組織の設置
- (2) 詳細調査の計画
- (3) 詳細調査の実施
- (4) 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査（子供に対する調査）
- (5) 遺族からの聴き取りにおける留意事項と遺書の取扱い
- (6) 情報の整理
- (7) 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）と再発防止・自殺予防への提言
- (8) 報告書のとりまとめと遺族等への説明
- (9) 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

### 5 詳細調査に移行しない場合

### 6 いじめが背景に疑われる場合の措置

### 7 平常時の備え

## おわりに

## 参考資料

# 1 総論

## (1) 背景調査の趣旨等

- 自殺は一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われているが、その原因が特定されない場合が少なくない
- 自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる
- 背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一子供の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校及び学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、国立大学に附属して設置される学校の場合は国立大学法人）が主体的に行う必要がある

### <背景調査の目的>

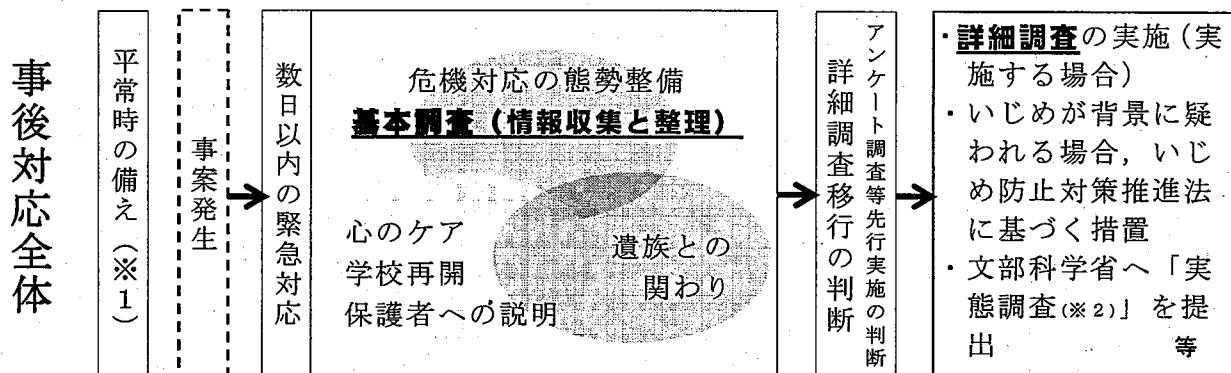
- 「目的」は事案によって異なる可能性もあるが、一般的には次の3つである
  - ①今後の自殺防止に活かすため
  - ②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
  - ③子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである
- 学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である
- 学校及び学校の設置者は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む
- 背景調査実施に当たり、この趣旨、目的・方法・得られた情報の取扱いなどについて、遺族・保護者・子供に丁寧に説明しておく必要がある

### <背景調査の目標>

- 背景調査を実施することによって到達すべき「目標」は、事案によって異なるが、一般的には次の3つである
  - ①何があったのか事実を明らかにする
  - ②自殺に至る過程（①で明らかになった事実の影響）をできる限り明らかにする
  - ③上記①②を踏まえ今後の再発防止への課題を考え、学校での自殺予防の取組の在り方を見直す

## <緊急対応と背景調査との関係>

- 自殺が起こってしまった後、学校は、下図のとおり様々な対応をすることとなるが、背景調査も、調査以外の事後対応の要素と深く関連しながら進んでいく（下図及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月文部科学省（以下、「緊急対応の手引き」という。）参考）



(※1)いじめ防止対策推進法の附属機関をいじめ以外の事案にも活用できるようにしておくななど、万が一の場合に備えた体制を整備する等

(※2)児童生徒の自殺等に関する実態調査（平成23年6月1日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

## <自殺が起きた後の心のケアの重視>

- 自殺が起きた後の事後対応としては、事実の解明とそれに基づく再発防止（背景調査）及び関係者（子供、遺族、教職員等）の心のケアが必要である
- 一般に、自殺が起きた後に周囲の者の心と体にしばしば、驚がく・ぼう然自失・抑うつ・自責・不安など様々な反応が現れる
- また、原因を単純化して自分を責めたり、特定の誰かに責任をなすりつける傾向があつたり、生きることがつらいと感じている子供の自殺の危険が高まることがある
- 調査において、責任の所在を追求するかのような姿勢があれば、関係者の心への影響など二次的被害を与える危険性があり、また、責任を追及される恐れから率直に事実を述べないなど、結果として不十分な調査にとどまる危険性がある
- ともすれば、事実の解明のみが優先されがちであるが、調査実施の前提として、学校・設置者自身が、自殺が起こってしまったときの対応の原則（参考資料1）の理解に努め、調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つことが求められる
- また、亡くなった子供と関係が深い子供、現場を目撃した子供、元々リスクを抱える子供など、強い反応が予測される子供については、事実調査の前後に心のケアの専門家が関わってケアする体制を整える必要がある
- 学校としては、心のケアの専門家等の助言を得ながら、調査に先立って、参考資料2を参考に、配慮の必要な子供（※）をリストアップし、教職員及び調査に当たる関係者で共有する必要がある

(※) 自責感や怒りなどの強い感情を表す反応の強い子供や、その他配慮の必要な子供（亡くなった子供と関係の深い子供、元々自殺に対してリスクの高い子供、現場を目撃した子供等）等

○また、調査の具体的な設計や、調査実施に当たっては心のケアの専門家等の援助が必要である

○学級担任や部活動顧問など教職員自身が強く影響を受けうることにも留意する（例えば

よく眠れない状態が3日以上続くような場合は医療機関の受診が必要)

#### < 地域の関係する機関に援助を求める >

- 不幸にして自殺が起きてしまったとき、遺された人に起きる全ての問題を一手に学校だけが引き受けるのは困難である
- 深刻な影響を受けている遺族の心のケアを、調査の主体でもある学校や設置者が調査と並行して行うことも事実上困難を伴う。学校や設置者としても関わりを持つことはもちろんあるが、心のケアという観点からは、当該校配置のスクールカウンセラーのみならず、精神保健部局や関係する職能団体などに援助を求め、地域で支援体制を整えておくことが必要である
- このため平常時から、精神保健福祉センターや精神科クリニックなど、関連する機関との連携方策を、スクールカウンセラーや養護教諭などのネットワークなども活用しながら、築いておくことが望ましい

#### < 遺族との関わり >

- 亡くなった子供を最も身近に知っている遺族の協力が背景調査の実施に不可欠である
- 遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聞き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- あらゆる情報も早急に知りたいという遺族の切実な心境は自然なことである一方で、自殺という重篤な事態に、関係者が心理的に不安定になったり、臆測に基づくうわさが出回ったり、調査の進展には困難が生じることも多い
- 調査で集まってきた情報はどの段階でどの程度説明できることになるか、背景調査において具体的にどんな困難があるかなど、あらかじめ説明しておく姿勢が重要である

#### (2) 背景調査の流れと早期着手の必要性

- 事案発生(認知)後、数日以内の緊急対応については「緊急対応の手引き」を参照のこと
- 子供の自殺は、他の世代の自殺と比べて、遺書が残されていないなど、原因が特定されない場合も少なくない
- 子供の自殺は、大人には信じられないような些細(ささい)なことがきっかけであることがある
- 自殺が起こると、自殺の引き金となる「直接のきっかけ」を原因として捉えがちであったり、原因を単純化して考えがちであったりするが、じっくりと背景を理解しようとしなければ本質が見えてこない自殺もある
- 背景調査全体の大まかな流れは以下のとおりである

- ・基本調査：

自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

- ・詳細調査への移行の判断と詳細調査に先行した調査実施の有無の判断

- ・詳細調査：

基本調査等を踏まえ必要な場合に、弁護士や心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探し、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち

立てるこことを目指す

- 本指針は大まかな流れを整理したものであり、個別の事案ごとに状況は異なるため、調査の進展状況に応じてその都度検討することが重要である
- 調査しなければならない状況に置かれてから初めて調査に着手するようでは、時間の経過によって調査困難な状況に陥ることがある
- 事案発生（認知）から日にちがたつほど、子供たちは「被暗示性」すなわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になる恐れがある。子供からこのようなあやふやな情報が大量に挙げられると、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じてしまうこともある

#### ＜本指針におけるアンケート調査や聴き取り調査の位置づけ＞

- 背景調査は、自殺という重篤な事態に関わる調査であるため、子供に調査への協力を求める場合は配慮が必要である
- アンケート調査や聴き取り調査を実施する場合、子供の心への影響からも、調査は専門的な見地から適切かつ計画的に実施されるべきであり、この意味で、本指針ではアンケート調査や聴き取り調査を「詳細調査」に位置づけている
- 一方で、アンケート調査や聴き取り調査は可能な限り速やかに開始することが望ましいのは前述のとおりである
- しかしながら、調査組織が平常時から設置されていないような場合には、組織立ち上げには相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある
- このため、この指針では、詳細調査に先行して緊急的に、アンケート調査や聴き取り調査が行われる場合も想定している。具体的には、設置者が、学校から基本調査の結果の報告を受けて速やかに、詳細調査に移行するかどうかを判断する際に併せて、詳細調査に先行してアンケート調査や聴き取り調査を実施するかどうかの判断をすると整理している

#### （3）調査を進めるに当たっての体制

- 事案発生（認知）後、学校は様々な対応に追われるため、調査を行うための特別な対応体制が必要である
- 二次的な被害が拡大しないよう迅速かつ適切な緊急対応が求められ、都道府県教育委員会の担当者が域内の市町村立学校の事案も適切に把握し、知見を共有できる体制とするなど、万が一に備えた危機管理体制を平常時から整えておく
- 子供の自殺予防等に精通した専門家の助言を受けられるような体制が必要である

#### （4）報道対応の基本的考え方

- 子供のプライバシーに十分配慮し、報道対応担当者をきちんと決め、正確で一貫した対応を、誠意をもって行う
- 自殺が起きた後に、遺された人々に深刻な影響が出ており、背景調査の趣旨等と併せて、心のケア等が必要であることについても併せて説明する
- 報道対応の内容について遺族に丁寧に説明しておくことが必要である
- 事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけない。この時点では「これからよく調べる」「現在調査中である」等と回答を留保することもありうる
- 断片的な情報を発信して誤解を与えない（「前日に同級生とトラブルがあった」などの

- 断片的な情報が公表されると、それのみが原因であるかのような誤解を招きかねない)
- 調査組織が立ち上がった場合も、報道対応は調査主体及び調査組織が、組織的に行う
  - 事案を受けて動搖している子供への無理な取材、校舎内での取材は行われるべきではない。また、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言（参考資料3参考）を踏まえれば、遺書の写真や自殺の方法を掲載すること等は、子供の自殺予防の観点から適切ではない
  - このため、万が一にも過度な取材や不適切な報道があった場合には、抑制を求めていく必要がある
  - また、平常時から、精神保健部局等と連携して、報道機関にも、子供の自殺予防対策全般に対して理解を深めてもらえるよう求めておくことも必要である

## 背景調査の大まかな流れ

### 基本調査

- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの
- 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定  
→ 遺族との関わり・関係機関との協力等／指導記録等の確認／全教職員からの聴き取り
- 状況に応じ、亡くなった子供と学級や部活動などにおいて関係の深かった子供への聴き取り調査も、適切に実施（ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、制約を伴う）

### 詳細調査への移行の判断

- 設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい
- 全ての事案について詳細調査に移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する。
  - ア) 学校生活に関する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
  - イ) 遺族の要望がある場合
  - ウ) その他必要な場合
- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる
- 調査組織が平常時から設置されていないような場合には、組織立ち上げには相応の時間を要するが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある
- このため、基本調査の報告後、詳細調査の組織の設置まで更に1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、詳細調査移行を判断する際に併せて、アンケート調査や聴き取り調査を、調査組織による詳細調査に先行して、緊急的に実施するかどうかを判断する

### 詳細調査

- 基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探し、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す
- 調査の主体は、学校又は学校の設置者が考えられる。公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする
- 自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織で「詳細調査」を実施すべき。この調査組織の構成は、職能団体からの推薦によるなど、公平性・中立性を確保することが必要

#### 【詳細調査の実施】

- 調査組織の設置・調査の計画・調査実施（アンケート調査・聴き取り調査等）／  
自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防への提言／報告書のとりまとめと遺族等への説明／調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用 等  
※ 自殺の事実を在校生に伝えての調査は、遺族の了解、子供・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提。

- 詳細調査に移行しないと判断した場合は、基本調査の内容、得られた調査情報等を保存し、自殺の実態調査を文部科学省へ提出するとともに、得られた情報の範囲内で検証や再発防止策を検討する必要がある。

## 2 基本調査の実施

○「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、事案発生（認知）後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。

### （1）調査対象と調査の主体

- 調査対象は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案である
- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案とは、学校が認知できた情報をもとに、学校の管理職が、自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したもの（「児童生徒の自殺等に関する実態調査」（平成23年6月1日23初児生第8号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）と同じ調査対象）
- 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定している
- 膨大・多様な情報が集まった場合など、情報の整理には時間と人員が必要であり、設置者の人的支援が必要となる
- この段階から、学校及び学校の設置者だけでなく、子供の自殺予防等に精通した専門家の支援が有効である
- 基本調査は、あくまで事実関係を整理するため、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。得られた情報を踏まえた、自殺に至る過程や心理の検証は、「詳細調査」において行う

### ＜基本調査を全件対象とする趣旨＞

- 一般に、自殺が起こったときに、亡くなった人と関係が深かった人が「なぜ亡くなったのか知りたい」という切実な感情を抱くことは、自然なことである
- 子供が自殺していく背景には、様々な問題を抱えていることも多く、自殺が実際に起きてしまう前に子供は助けを求める何らかのサインを発していた可能性もある
- 学校は、子供が日々成長していく重要な場の一つであり、背景調査には、子供とともに過ごしていた学校の視点が必要不可欠である
- もし子供への指導や安全配慮で欠けていた部分があるのだとすれば、速やかにそれを把握し、事実に向き合うことが必要となる
- また、調査を通じて、その子供が亡くなったことにより強く影響を受ける他の子供を把握することが可能となり、二次被害を起こさないための取組につなげることも可能となってくる
- 以上のことより、死因が自殺であることが公表されているか否かに関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理する「基本調査」は必ず実施する
- 一方で、死因は個人情報であり、子供や保護者に自殺の事実を伝えて行う調査の実施には、必ず、遺族の了解が必要なことにも注意する（→詳細は後述）

### （2）基本調査の実施

- 基本調査として、事案が発生（認知）したその日から開始すべき対応には、以下のようなものがある

### ＜遺族との関わり・関係機関との協力等＞

- 事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情に配慮し、

今後の接触を可能とするような関係性を構築する

- 検視等を行う警察との協力や、亡くなった子供と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関、医療機関等）との情報共有を図る

#### < 指導記録等の確認 >

- 前提として、日常的に指導記録を蓄積しておく
- 指導記録以外にも、亡くなった子供の作文や作品、いわゆる「連絡帳」や「生活ノート」、教科書やメモ、プリント類などにも何らかの手掛けりがあることもあるため、即時集約して確認・保管する
- 亡くなった子供の机や上履きなどの所有物の状況を確認・集約する
- 他にも学級日誌や部活動・委員会活動などに関するノートなどが参考になることがある

#### < 全教職員からの聴き取り >

- 子供とともに生活していた教職員の視点が必要不可欠であり、もし子供への指導や安全配慮で欠けていた部分があるのだとすれば、速やかにそれを把握し、事実に向こうことが必要となる
- このため原則として3日以内を目途に、できるだけすべての教職員から聴き取りを実施することが必要である（問題を共有する意味からも、すべての教職員からの聴き取りが重要）
- 校長や教頭などが聴き取りすることが一般的だが、教職員が話しやすいかどうかも考慮し、必要ならば、教育委員会など学校外の者が聴き取る
- 調査に先立って、教職員に調査の趣旨・対象を説明する（亡くなった子供が置かれていた状況や子供の人となりを把握するために必ず行う調査であり、全員が対象であること等）
- 聴き取る内容は、亡くなった子供が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子、友人や教職員との関係などの対人関係、亡くなった子供の健康面や性格面、学習面や進路面などで把握していること、家族関係や学校外での生活のことで把握していることなど
- 学級担任や部活動顧問など、教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関につなぐ
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等はもとより、指導員等の外部人材が学校に派遣・配置されている場合には、聴き取りを実施する

#### < 亡くなった子供と関係の深かった子供への聴き取り調査 >

- 上記3点に加え、状況に応じ、亡くなった子供と学級や部活動などにおいて関係の深かった子供への聴き取り調査も、適切に実施する。ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、子供への調査には制約を伴う
- 亡くなった子供が、亡くなる前に周囲の子供に何らかのSOSを発信していることもあります、それを受け取っていた子供が、大人につなぐことができずにいたような場合もあります（例えば、友人へのメールやアプリケーション等への書き込みで、何かを伝えようとしているときもある）
- 聴き取りの前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携してケア体制を万全に整える
- 聴き取りをしたことが周囲に知られないように、十分配慮することが必要である
- 聴き取る際には、これらの子供は、自殺の危険が高まっている状態にあるという認識を常に持ち、心のケアをすることが必要となる

○むしろ、心のケアの中で、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する等の手段も考えられる

### (3) 情報の整理・報告

- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する
- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処として、重大事態の発生の報告が必要である。この場合、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、重大事態発生について報告する

### (4) 基本調査における遺族との関わり

- 学校及び学校の設置者は、上記(3)でとりまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する
- 学校生活におけるトラブル等が認知された場合、事実関係の整理に時間を要することもありうるが、必要に応じて適時適切な方法で、経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う
- この時点では得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていたなかった」のような断定的な説明はできないことに留意する
- 事実関係をもとに自殺に至る過程や心理を検証するには、「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する(よって、この時点においては安易に因果関係に言及すべきでない)
- 今後の調査についての学校及び学校の設置者の考え方を伝えて、遺族の意向を確認することが必要となる(詳細調査への移行等については次項「詳細調査への移行の判断」参照)

### 3 詳細調査への移行の判断

#### (1) 詳細調査とは

- 「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査である
- 調査の主体（調査組織を立ち上げその事務を担う）は、学校又は学校の設置者が考えられる。公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする
- 詳細調査では、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す
- 子供の自殺は、一見ごく些細（ささい）なきっかけで、突然起こったように思える事案もあるなど、子供の自殺は原因が特定されない場合が少なくない
- 自殺の引き金となる「直前のきっかけ」が原因として捉えらのがちであるが、自殺を理解するためには、複雑な要因が様々に重なった「準備状態」（危険な心理状態に陥っていった状況等）に目を向けることが大切である
- 詳細調査においては、亡くなった子供が置かれていた状況として、学校における出来事などの学校に関わる背景が主たる調査の対象となるほか、病気などの個人的な背景や特性、家庭に関わる背景についても対象となりうる
- これらのことと踏まえ、当初定めた調査目的・目標を改めて確認する

#### (2) 詳細調査への移行の判断

- 詳細調査への移行の判断の主体は、基本調査の報告を受けた設置者である
- 詳細調査に移行するかどうかの判断については、次項「詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考しながら、例えば第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい

#### (3) 詳細調査に移行すべき事案の考え方

- 全ての事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。これが難しい場合は、少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する  
ア) 学校生活に関する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合  
イ) 遺族の要望がある場合  
ウ) その他必要な場合
- 学校生活に関する要素とは、「学業不振」「進路問題」「不登校又は不登校傾向」「原級留置」「教職員からの指導」「懲戒等の措置」「転校等」「友人の転校等」「教職員との関係での悩み」「いじめの問題」「異性問題」「暴力行為」「暴力行為以外の素行不良」「指導困難学級」等である

#### < 遺族の意向との関係 >

- 遺族が、これ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、詳細調査の実施について改めて遺族に提案することも考えられる
- 遺族の意向により詳細調査の実施を見送る場合でも、上記「ア) 学校生活に関する要素」に該当する場合や、「ウ) その他必要な場合」には、自殺の事実を伝えての調査（アンケート調査等）は難しいとしても、基本調査で得た資料を、守秘義務を担保した外部専門家等の助言を得ながら、学校の設置者が、得られた情報の範囲内での検証や再発防

止策を検討する必要がある

- ただし、特にいじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法上の「重大事態」としての対応が確実に行われることが必要である
- 詳細調査に移行するに当たっては、学校及び学校の設置者は、遺族に以下のことを説明する必要がある
  - ・調査の趣旨等、調査の手法（アンケート調査や聴き取り調査）、調査組織の構成（どのような分野の専門家が必要か、公平性・中立性をどのように確保するか等）、調査にはおおむねどの程度の期間を要するか、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する考え方 等
- これらに対する遺族の要望を、詳細調査の中で、十分に配慮していく必要がある

#### < いじめ防止対策推進法との関係 >

- いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての対処が法律上義務づけられており、当該指針の「基本調査」及び「詳細調査」は、いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査に当たる
  - ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）  
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
  - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 法律における「いじめにより」とは、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）において、「（法第28条の）各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点では学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とされている
- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法により対応が義務づけられており、組織を設けての調査（詳細調査）は必ず行わなければならない（調査組織に係る調整の難航等があったとしても、それにより、いじめ防止対策推進法上の義務を免れることはならず、調査主体の責任において、調査を実施することが必要である）

#### (4) 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査の実施の判断

- 6ページで解説したとおり、アンケート調査や聴き取り調査を実施する場合、これらは詳細調査において、専門的な見地から適切かつ計画的に実施されるべきである一方で、アンケート調査や聴き取り調査は可能な限り速やかに開始することが望ましい
- このため、設置者は、学校から基本調査の結果の報告を受け、詳細調査への移行を判断する際に併せて、詳細調査の組織の設置まで更に1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、この時点で詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施するかどうかを速やかに判断する
- これらの調査をどのような場合に実施するのか、実施する場合にどのような点に留意す

るのかは、「4 詳細調査の実施（4）状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査」（16ページ）参照のこと。特に、得られた情報の取扱いについては、必ず調査実施前に具体的な方針を立て、遺族に説明し、理解を求めることが必要である  
○なお、この先行した調査の実施主体を学校が担う場合、設置者の人的支援や専門家による支援が必要であり、例えばアンケート調査の集計や、聞き取り調査の実施のための指導主事の人的支援などが必要となると考えられる

## 4 詳細調査の実施

### (1) 調査組織の設置

- 背景調査は、調停や和解を目的としたものではないが、自殺に至る過程や心理を検証するには高い専門性が求められるため、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- 調査組織立ち上げには時間を要するため、平常時からの組織設置が有効である
- いじめ防止対策推進法に基づく機関などが設置されている場合、この機関が、いじめ以外の背景のある自殺についても調査対象にできるような形にしておくなど、その活用を図ることが有効である

### < 組織の構成 >

- 調査組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- 平常時から設置された調査組織を活用する場合は、構成員に、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。また、構成員を必要に応じて追加することも、事案に応じて柔軟に判断されるべきである
- 調査組織の構成員について、守秘義務を課すこと、氏名は特別な事情がない限り公表することが想定される
- 調査組織の構成員は、先入観を排除し、公平・中立な立場から、その専門的知識を活かし、可能な限り、多角的な視点から調査を行う
- 小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平常時から整えておくことなどが望まれる
- なお、多数の子供からの聴き取り調査等を外部専門家が直接すべて行うのはかなりの時間的制約があると予想される。このため、例えば、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理する「調査員」を、調査組織の構成員とは、別に置いておくなどが考えられる

### < 調査組織の性格等 >

- 外部の専門家を加えた調査組織を教育委員会に置く場合、地方自治法上の「附属機関」に当たると考えられる
- 「附属機関」とは、地方自治法上、法令又は条例の定めるところにより、普通地方公共団体の執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議、諮詢又は調査等のための機関である

### (2) 詳細調査の計画

- 調査組織において、詳細調査の計画と見通しを立て、調査主体との間で共通理解を図る
- 具体的には、調査の趣旨等の確認と、調査方法や期間、遺族への説明時期（経過説明を含む）、調査後の子供・保護者などへの説明の見通し等を検討する
- 聴き取り調査とその事実関係の整理には膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りに注意が必要である

- 受験や卒業が控えている場合などには時間的制約がある
- 調査の実施により得られた情報の取扱いについては、調査組織において、必ず調査実施より前に具体的な方針を立て、調査組織の意向を遺族に説明し理解を求めることが必要である
- 調査期間が長期に及ぶ場合には、子供と保護者にも中間報告が必要である
- 事案が公表されているケースでは、詳細調査後の報道機関への説明、記者会見の有無等も検討しておく

### (3) 詳細調査の実施

- 調査組織においては、例えば、以下のような手順で情報収集・整理を進めることが想定される
  - ① 基本調査の確認：  
　　基本調査の経過、方法、結果の把握、追加調査実施の必要性の有無を確認
  - ② 学校以外の関係機関への聞き取り：  
　　福祉部局や人権関係部局等、これまで対応していた行政機関等があれば聞き取りを依頼（守秘義務が課されていることが前提）
  - ③ 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査：次項
  - ④ 遺族からの聞き取り：18ページ

### (4) 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査（子供に対する調査）

全校児童生徒や同学年の児童生徒などに広く情報提供を求める必要性がある場合には、事前に（あらかじめ）遺族の了解及び子供・保護者の理解・協力を得て、心のケア体制を整え、子供に自殺の事実を伝えた一斉の調査（アンケート調査や聞き取り調査）を実施する

#### ＜調査の趣旨と実施の判断＞

- 学校におけるトラブルなどを調査するため、全校児童生徒や同学年の児童生徒など子供に対して広く情報提供を求める必要がある場合には、遺族の了解及び子供・保護者の理解を得て、子供へのアンケート調査や聞き取り調査の実施を検討
- 自殺の事実を伝えての調査は、遺族の了解と、子供・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提である
  - ・ この調査は、自殺の事実を子供に知らせることが前提である（死因は個人情報であり、遺族の了解がなければ知らせることはできない）
  - ・ ただし、一般の目に触れる形で自殺があった場合、事件が公表されて報道等が先行し、自殺の事実が広く知られるところになっているケースも考え得る。このようなケースの場合で、遺族と連絡がつかないような状況があった場合には、遺族の了解が得られない中でも早急に調査を実施せざるを得ないこともある
- アンケート調査などは、何があったのかを知るためのものであって、自殺に至った責任を追及することが目的ではない
- 調査を通じ、いじめが背景に疑われる状況になった場合は、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」として、必ず調査組織を設置して調査を行う

#### ＜実施の上の留意事項＞

- アンケート調査も、様々な調査方法の一つであり、決して万能ではない。聞き取り調査なども含め、必要に応じて量的にも質的にも十分な情報を得る必要がある
- アンケート調査や聞き取り調査を実施する場合、「本指針におけるアンケート調査や聴

- 「き取り調査の位置づけ」（6ページ）等で記載しているとおり、調査は可能な限り速やかに開始することが望ましい
- 調査実施に当たっては、調査への参加を無理強いせず、子供や保護者の意思を尊重することが必要である
- 一般的に子供は被暗示性が強く、それがアンケート調査や聴き取り調査に当たって影響することがあるため、一定の答えを誘導する可能性のあるような質問をしない
- 背景調査には携わらない心理の専門家等による相談体制の確保や、「緊急対応の手引き」8ページに記載されているような子供のリストアップを行うなど、ケア体制をあらかじめ確立しておく
- 調査実施後、心というわざや臆測等により遺族や友人を傷つけないよう、言動への注意を呼びかけるとともに、アンケートに書き切れなかったことやその後思い出したことはいつでも伝えてほしいことなどを話す

#### **< 子供・保護者への調査の協力依頼 >**

- 保護者や子供へ、適切に自殺の事実を伝達し、調査への協力依頼をする（自殺の事実の伝達に関しては、「緊急対応の手引き」を参照）
- 調査の協力依頼をする説明文書を作成し、事前に（あらかじめ）遺族の理解を得た上で配布し、保護者の理解を得る
- 自殺が起こったとの一般的な反応と配慮が必要な子供（参考資料2-2参考）についても同時に資料を配付するなどして、子供の様子への配慮と学校との連携を求めるとともに心理の専門家等による相談体制についても周知する

#### **< アンケート調査の実施 >**

- 以下の例のように、アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織において必ず、調査実施より前に具体的な方針を立て、調査組織の意向を遺族に説明し、理解を求める
- アンケート様式は平常時から備えておき、実施前に遺族に内容を説明し、理解を求める
- 特に、アンケート調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる子供やその保護者に説明する等の措置が必要である
- 保護者への協力依頼の手法は様々だが、例えば、保護者会で説明した上で承諾書によって協力を得られるかどうかを確認し、アンケート用紙を子供に持ち帰らせ、家庭で記入し提出する形とするなどが考えられる。的確な手続と早急な実施が可能となるような工夫が必要である
- 自殺という重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわざや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来、無記名式でなく記名式とすることが望ましい。無記名式の場合、こうした記述等がその後の聴き取り調査で確認できなくなるなど、調査実施上の困難もある

#### **(アンケート調査結果の具体的取扱い方針の例)**

- ・ アンケート調査や聴き取り調査などにより集められる情報には、時として、うわざや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあり、重要な情報が欠けた断片的な情報の集合体である可能性も踏まえ、アンケートで得られた情報の遺族への提供は、個人名や筆跡などの個人が識別できる情報を保護する（例えば個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上に行う

- ・ 提供に当たっては「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」を区分して整理し、このうち、伝聞情報に関しては、事実確認を行った結果と併せて提供する（「直接見聞きした情報」には、その事実があった場面に立ち会ってはいなくても、亡くなった子供本人から直接聞いた情報を含む）
- ・ 提供の時期としては、調査組織において上記整理や伝聞情報の事実確認ができた後である必要があるため、調査結果の説明と併せて行う（提供可能な時期の見込みを具体的に示すことが望ましい）
- ・ アンケート調査実施前に調査対象者（子供と保護者）へ、調査への協力依頼をするに当たり、取扱い方針にのっとり、得られた情報を遺族へ提供する可能性があることについて説明する

#### ＜聴き取り調査の実施＞

- 子供への聞き取りを行う主体としては、調査組織の構成員が担う場合や、調査組織の指示の下、学校の教職員や学校の設置者が行う場合などがありうる
- 聞き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい
- 体罰や不適切な指導などが調査対象となるケースなどでは、教職員以外の特定の第三者による中立的な調査も必要となる。
- 子供は一般的に、体験を言葉で表現することが難しい、自分から積極的に話したがらない、被暗示性が高いなどの特性があるといわれており、このことを念頭におき、聞き取り調査に際しては、子供に自由に話させる、発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問をするなどに留意すること。また、質問者は、子供の発達段階に応じたふさわしい人材、例えば、中学生に対しては中学教員出身の指導主事が行うなど工夫する。また、同じ者が同じスタンスで聞き取ることが望ましい
- 対象者が多い場合や、調査日数などに制約がある場合は、聞き取りに携わる人数を増やす必要が生ずるため、あらかじめ質問者同士で、子供の自殺予防に精通した専門家の助言も得ながら、質問内容についての打合せをするなど、共通スタンスを保つための対策が必要である
- アンケートで記載のあった情報をもとに、子供に対して事実関係の確認をする場合、あくまでも学校教育の中で行われる聞き取り調査であることに十分配慮する。情報を得ることだけが目的になると、子供が心を閉ざしたり、二次的な被害を与えてしまったりすることにもなりかねない。また、子供が自らを責めたり他人を責めたりすることもあるので、心理的影響によく注意する
- 聞き取り調査には、その事実関係の整理も含め膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りにも注意が必要である

#### （5）遺族からの聞き取りにおける留意事項と遺書の取扱い

##### ＜遺族からの聞き取りにおける留意事項＞

- 遺族に調査への協力を求めるに際しては、信頼関係の醸成と配慮が必要。以下を常に心がける
  - ①遺族の協力が詳細調査の実施に不可欠であり、基本調査で得られた情報の説明を丁寧に行う
  - ②遺族の心情を理解し、遺族、調査組織、学校や設置者をつなぐ役割を担うキーパーソンを確保する

- ③調査とは別主体が遺族のケアをすることが必要である。精神保健部局など地域の適切な機関につなぎ、遺族のケア体制を地域で組む
- 客観性を保つ意味から、複数で聞き取りをするべきである

#### < 遺書など >

- 直筆の文書、メモやノートの走り書き、携帯メールの記録など様々な形態で死をほのめかすような内容が残されていて、それが遺書かどうか議論になることがあるが、本指針では「遺書など」と表記
- 遺書などを調査の対象資料にするには、遺族の了解が必要である
- 人間の行動は、本人が意識していない無意識に左右されることが大きいことも知られており、無意識の部分を理解するには、かなり前からどのような考え方や行動様式をとっていたのかを知る必要がある
- そのために、過去の資料が必要になることがあり、日記や作文などの提供を求める場合、遺族の協力を得て、偏りなく選択する必要がある

#### (6) 情報の整理

- 例えば、様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理（参考資料4）
- 整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかつたことを区別して、時系列でまとめていく
- ただし、事実関係が確認できなかつたものがあれば、確認できなかつた情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとってはならない（参考資料4「情報の整理イメージ（例）」参考）

#### (7) 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）と再発防止・自殺予防への提言

- 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）は、目的と目標に基づいて客観的に行われる必要である
- 調査組織の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である
- 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定しうる

##### ① 事実の確認

- 基本調査も含めて収集された情報が、どの程度確かなものなのか信ぴょう性を確認する
- 個々の情報の信ぴょう性が確認された場合でも、それらを集積して総合的に分析評価をする際には、全体としての吟味が必要である
- 以下の点が十分でない場合、分析評価はできない
- ・量的に十分であるか（聞き取り人数やアンケート回収率など）
  - ・質的に十分であるか（必要とされる重要な情報が十分に得られているか）

##### ② 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）

- 調査によって得られた様々な情報を総合的に分析評価する
- 遺書などや過去の指導記録、作文等の資料についても、他の情報と合わせた全体の文脈の中で読み解く必要がある
- 学校生活に関する要因（例：学校で何があったのか、子供同士で何があったのか、教職員との関係で何があったのか）、個人的な要因（例：発達的な特徴、人格特性や精神疾患）及び家庭に関する要因（例：近親者の死）などに分けて自殺への影響の程度をできる限り分析評価すべき（自殺の背景の推定）。
- 亡くなった子供が生きてきた中で、どのような過程を経て、またどのような背景があつて自殺に至ったかを、成育歴との関係も含め、できる限り明らかにするように努める

### ③ 再発防止・自殺予防のための改善策

- 自殺に至る過程や心理の検証で、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになると思われるが、それぞれの要因ごとに、子供の自殺を防げなかつことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに、子供を直接対象とする自殺予防教育の実施を含め、当該地域・学校における子供の自殺の再発防止・自殺予防のために何が必要かという視点から、今後の改善策を、可能な範囲でまとめる

## （8）報告書のとりまとめと遺族等への説明

### ① 報告書の内容

- 報告書の内容（目次）の一例を示すが、個々の事案の特性に合わせて組み立てることが必要である

- ・はじめに
- ・要約
- ・調査組織と調査の経過
- ・分析評価 調査により明らかになった事実  
　　自殺に至る過程  
　　再発防止・自殺予防の課題  
　　○○○（特定のテーマ）
- ・まとめ
- ・おわりに

- 分からぬことについては、その旨を率直に記載すべきである

- 報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める

- 報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する

- 学校の安全配慮義務に違反や瑕疵（かし）が認められるような場合は、率直に記載すべきである

### ② 遺族への適切な情報提供

- 調査組織での調査結果について、遺族に説明する

- アンケート調査結果等、得られた資料については、事前に決めていた取扱いの方針のとおりに取り扱う（4（4）アンケート調査の実施（17・18ページ））

### ③ その他

- 先行して報道がなされている場合など、状況に応じ、報道機関への説明についても検討する（報告書のうち報道機関に提供する範囲については、遺族の了解をとる）

- 報道機関に対して報告書を公表する場合、遺族への配慮のみならず、子供への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する
- 「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を文部科学省児童生徒課に提出する（平成 23 年 6 月 1 日 23 初児生第 8 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

#### （9）調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

- 調査主体は、調査結果を学校の設置者に報告する
- 調査の目標・目的に照らし、今後の自殺予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である
- 当該校の教職員、同地域の学校の教職員で、報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内容について共通理解を図る
- 報告書について、例えば都道府県レベルで域内のものを収集・検証するなどし、より広範囲で、今後の自殺予防に役立てていく観点が重要
- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法及び国の「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣）に基づき、重大事態として発生を報告した事案について、調査結果を報告することが必要である。このため、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、調査結果について報告する
- この報告の際、遺族が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する

## 5 詳細調査に移行しない場合

- 基本調査の内容を取りまとめ、得られた資料とともに保存する
- 遺族が詳細調査を望まない場合でも、学校生活に関係する要素が背景にある場合その他必要な場合には、自殺の事実を伝えての調査（アンケート調査等）は難しいとしても、基本調査で得た資料を、守秘義務を担保した外部専門家等の助言を得ながら、学校の設置者が、得られた情報の範囲内での検証や再発防止策を検討する必要がある[再掲]
- 「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を文部科学省児童生徒課に提出する（平成 23 年 6 月 1 日 23 初児生第 8 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

## 6 いじめが背景に疑われる場合の措置

### ① いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」発生の報告

○学校は、重大事態が発生した場合、以下のように事態発生について報告

- ・国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、
- ・公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、
- ・私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、
- ・学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ

### ② いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の主体と調査組織の設置

#### < 調査の主体 >

○調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、遺族の訴えなどを踏まえ、

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する

○自殺が起こってしまった後、学校は様々な対応が必要となることから、特に公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする

#### < 調査を行うための組織 >

○組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる

○公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、いじめ防止対策推進法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい

○この際、重大事態が起きてから急きよ附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平常時から「附属機関」を設置しておくことが望ましい

○小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平常時から整えておくことなどが望まれる

○この場合、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる

○また、特別の事情があつて学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、いじめ防止対策推進法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる

### ③ いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の実施

- いじめが背景に疑われる自殺事案については、当該指針による背景調査が、第28条第1項に定める調査に相当することとなる。
- 死亡した子供が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、子供へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳細調査の実施を提案することが必要である。

### ④ いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査結果の提供及び報告

#### < いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 >

- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、遺族に対して説明する。
- この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- アンケート調査の実施により得られた情報については、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- また、特別の事情があつて学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

#### < 調査結果の報告 >

- 調査結果については、国立大学に附属して設置される学校に係る調査結果は文部科学大臣に、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、私立学校に係る調査結果は、当該学校を所轄する都道府県知事に、学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。
- 上記の遺族への説明の結果を踏まえて、遺族が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

### ⑤ いじめ防止対策推進法に基づく再調査実施と再調査の結果を踏まえた必要な措置

#### < 再調査 >

- 報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 第30条第2項及び第31条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。
- これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが

求められる

- また、附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、あらかじめ法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことも考えられる
- 国立大学に附属して設置される学校・私立学校について、法により、文部科学大臣・都道府県知事に新たな権限が付与されるものではないが、文部科学大臣・都道府県知事は、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる
- なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、遺族が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる
- この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査（基本調査及び詳細調査に先行して実施する調査）を学校の設置者又は学校を中心となってを行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査（詳細調査）で実施する等が考えられる）
- 再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、遺族に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する

#### ＜再調査の結果を踏まえた措置等＞

- 公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとすることとされている
- 国立大学に附属して設置される学校・私立学校等についても、本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずることとされている
- 「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる
- また、公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている
- 議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる

## 7 平常時の備え

### < 学校の備え >

- 「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」と本指針を参考に、事後対応と基本調査ができるように、平常時より備える
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月文部科学省）を参考に、子供の自殺予防に関する校内研修を実施する

### < 設置者の備え >

- 平常時から、研修や専門家の助言を得られる体制の整備など、危機対応の体制整備が必要である
- また、調査組織立ち上げには相応の時間を要するため、平常時からの組織設置が有効である。いじめ防止対策推進法に基づく機関などが設置されている場合、この機関が、いじめ以外の背景のある自殺についても調査対象にできるような形にしておくなど、その活用を図ることが有効である
- 子供の自殺予防等に精通した専門家に相談できる体制とするため、人材バンクを設けておくなど、平常時からの備えが必要である
- 子供の自殺予防及び子供の自殺が起きたときの緊急対応に関して、学校関係者を対象とした研修の充実に努める

### < 都道府県教育委員会の備え >

- あらかじめ専門家の協力を得て、調査組織の構成員の候補者の選定、調査手順の検討や研修を行うなどして、人材確保の方策を講じておくことも大切
- これらの中核的な人材が中心になって、実際に調査組織が構成され、調査に精通した専門家（実際に調査に参加した経験があるなど、子供の自殺が起こったときの調査に精通しており、中立的立場から助言ができる専門家のことを指す）の養成につながるとともに、調査のノウハウの蓄積にも資すると考える
- 規模の小さな市町村教育委員会だけで調査組織などの備えをすることは困難と考えられるため、都道府県（又は指定都市）教育委員会は、都道府県立学校における調査に備えるだけでなく、市町村教育委員会の調査へも支援ができるように取り組むことが望ましい
- 子供の自殺は発生数が限られており、調査に精通した専門家の体制が確保されれば、全てのケースについて調査を進めるという方針をとる自治体があつても良いと考える
- 子供の自殺予防及び子供の自殺が起きたときの緊急対応に関して、学校関係者を対象とした研修の充実に努める

## おわりに

平成23年の審議まとめ以降、各地域で見直し前の指針が様々に運用されてきました。

自殺は、遺された人々に極めて複雑な死別反応と強烈な感情をもたらします。このような中で進める自殺の背景調査は、責任の所在を追求するものでないと言っても、実際に進めるに当たっては様々な困難にぶつかります。アンケート調査結果の取扱いや、調査組織の人選、調査対象となる子供の心理面への影響など、それぞれのケースでそれぞれの事情があり、難しさを抱えることも少なくありません。

見直し前の指針の課題として、調査で得られた情報の取扱いについて不明確な点があつたり、調査組織の設置の在り方に関する記載が詳細でなかつたり、調査の実施が優先されて子供の心理面への配慮との関連が分かりにくいといった課題がありました。

また、調査と並行して様々なうわさや臆測が飛び交い、特定の子供たちが「加害者」とされて、より傷を深めたり、精神的な症状が現れたりといったケースもありました。

今回の調査の指針では、背景調査がなぜ行われるべきであるかということの基本的な理解を促すとともに、得られた情報の取扱いや調査組織の立ち上げについてできる限り具体例を示しました。

また、調査と心のケアとの関係性について記載を充実し、加えて、調査の結果取りまとった報告について、地域において共通理解を図り再発防止につなげることの必要性についても触れました。

全体を通じて、これまでの指針に比べ詳細な記載を増やすことで、より具体的な指針としてまとめ直しました。

本指針は、これまでの現場の実践での試行錯誤の結果や知見をもとに、本協力者会議で検討し、まとめたものですが、今後、これらを参考にした取組が蓄積された場合には、その蓄積をもとに更に改善を加えていくことが重要であると考えます。

また、学校や設置者が、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何より求められ、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにするという姿勢が重要です。

そして、そこで明らかになった事実を今後の自殺予防のための具体的な取組に活かしていくかなければなりません。今回の改訂は、児童生徒を直接の対象とする自殺予防教育の在り方の議論と並行して進められましたが、再発防止・自殺予防の課題や対策を検討するためには、本指針と「子供に伝えたい自殺予防」の一体的的理解が必要です

今後、学校・保護者・地域・関係機関が協力し、危機に陥った子供の「心の叫び」を受けとめ、子供の自殺をなくすための取組が一層進むことを期待します。

## 參考資料

(資料 1)

## 自殺が起こってしまったときの対応の原則（ポストベンション）

（平成19年3月「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）より抜粋・補筆）

- 一般に、病死や事故死に比べて、自殺は遺された人々に極めて複雑な死別反応を引き起こし、強烈な感情がおそってくる。
- 悲劇が起こってしまったときに最も注意を払わなければならないのは遺族そして他の子供たちである。
- 以下は、必ずしも専門的な対応というのではないが、自殺が生じたときに学校全体として対応するに当たっての原則であり、学校における事後対応のたたき台として参考にされたい。

### ① 反応が把握できる人数で集まる

（大人数の集会ではなく、子供の個々の反応が捉えられる人数で）

### ② 自殺について事実を中立的な立場で伝える

（非難したり美化したりせず、あくまで淡々と伝える）

### ③ 率直な感情を表現する機会を与える

（複雑な感情を抱いているのが自分だけでないと知るだけでも負担が軽くなる）

### ④ 他者の自殺を経験したときに起こり得る反応や症状を説明する

（→資料2）

### ⑤ 個別に話したいと思う人にはその機会を与える

（学校でカウンセリングの機会を設けたり、専門家のカウンセリングの利用方法を伝えたりするなど）

### ⑥ 自殺に特に影響を受ける可能性のある人に対して働きかける

（→資料2）

(資料 2-1)

子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月文部科学省）8ページより編集・抜粋

## 遺された人々の心理や起こり得る症状について

### 1) 一般的な反応（心と体に起こること）

- 自殺に限らず、身近に衝撃的な出来事が起こったときには、子供の心と体に次のような反応がしばしば現れます。
- ・自分を責める：「私があの時に一言声をかえていれば防げたのでは」
  - ・他人を責める：「〇〇君の態度が追いつめたに違いない。許せない」
  - ・死への恐怖感：「自分もいつか自殺してしまうのではないか」
  - ・集中できない。一人ぼっちで過ごす。話をしなくなる。気持ちが落ちこむ。
  - ・一人でいることを怖がる。子供っぽくなる。
  - ・まるで何もなかったかのように元気にふるまう。反抗的な態度をとる。
  - ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛や下痢、便秘、身体のだるさ

### 2) 反応の有無にかかわらず配慮が必要な子供

- 受持ちの子供や日頃から目に留めている子供について、1)で解説した反応や変化を観察するとともに、以下の情報を集め、配慮が必要な子供をリストアップしてください。

#### a. 現場を目撲した人（トラウマ）

- 現場を目撲した人、特に遺体に直接対応した人は、その時見た映像や、湧き起こった強い感情などが、その後も突然よみがえり、あたかもその場にいるような体験が繰り返されてしまうフラッシュバックに悩まされることがありますので、該当者を把握しましょう。

#### b. 自殺した子供と関係の深い人（喪失と関係性）

- 親友、ガール(ボーイ)フレンド、同級生、同じ部活動をしているなどの関係を把握します。「自分のせいではないか」、「あの時こうしていたら防げたのでは」と自責感を持ちやすいからです。担任教師もその一人です。

- 特に直前に接触した人は「あの時私がああ言ったからではないか」と考える傾向があります。子供同士のトラブルがなかったかどうかにも注意を向けてください。

#### c. 元々リスクのある人（以前からの課題）

- これまでに自殺未遂に及んだり自殺をほのめかしたりしたことのある子供には細心の注意を向ける必要があります。

- その他、元々精神保健上の課題を持つ子供は、潜在的なリスクがあると考えて、早めに目配りする必要があります。

#### d. ストレスにさらされている人（現実のストレス）

- これはどちらかというと教職員になりますが、終日の対応で強いストレスにさらされます。

(資料2-2)  
保護者や子供への配布資料の例

知っている人の自殺を経験した人へ

強い絆（きずな）のあつた人が亡くなるという体験は、遺された人に様々なこころの問題を引き起こしかねません。病死や事故死よりも、自殺はさらに大きな影響を及ぼします。

このような体験をした人の中には以下に挙げるような症状が出てくることがあります。時間とともに徐々に和らいでいくものから、永年にわたってこころの傷になりかねないものまで様々です。時には、うつ病、不安障害、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発病して、専門の治療が必要になることさえあります。次のような症状に気づいたら、けっして一人で悩まずに〇〇〇（電話×××）に連絡して、相談に来てください。周囲の人と同じような症状に気づいたら、相談に行くように助言してください。

- ・ 眠れない
- ・ いったん寝付いても、すぐに目が覚める
- ・ 恐ろしい夢を見る
- ・ 自殺した人のことをしばしば思い出す
- ・ 知人の自殺の場面が目の前に現れる気がする
- ・ 自殺が起きたことに対して自分を責める
- ・ 死にとらわれる
- ・ 自分も自殺するのではないかと不安でたまらない
- ・ ひどくビクビクする
- ・ 周囲にベールがかかったように感じる
- ・ やる気が起きない
- ・ 仕事に身が入らない
- ・ 注意が集中できない
- ・ 些細（ささい）なことが気になる
- ・ わずかなことも決められない
- ・ 誰にも会いたくない
- ・ 興味がわかれない
- ・ 不安でたまらない
- ・ 一人でいるのが怖い
- ・ 心臓がドキドキする
- ・ 息苦しい
- ・ 漠然とした身体の不調が続く
- ・ 落ち着かない
- ・ 悲しくてたまらない
- ・ 涙があふれる
- ・ 感情が不安定になる
- ・ 激しい怒りにかられる

(資料 3)

子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月文部科学省）より

WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言

控えてほしいこと

- ・遺体や遺書の写真を掲載する。
- ・自殺方法を詳しく報道する。
- ・単純化した原因を報道する。
- ・自殺を美化したりセンセーショナルに報道したりする。
- ・宗教的・文化的な固定観念を当てはめる。
- ・自殺を非難する。

積極的にしてほしいこと

- ・精神保健の専門家と緊密に連絡を取る。
- ・自殺に関して「既遂」(completed)という言葉を用い、「成功」(successful)という言葉は用いない。
- ・自殺に関連した事実のみを扱う。
- ・一面には掲載しない。
- ・自殺以外の他の解決法に焦点を当てる。
- ・電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する。
- ・自殺のサインについての情報を伝える。

（Department of Mental Health and Substance Abuse, World Health Organization: Preventing Suicide: A Resource for Media Professionals. WHO, 2008. を日本語に翻訳した上で、その要点をまとめたものである。）

## (資料4)

## 情報の整理イメージ（例）

|             | 学校生活に関すること  | 個人に関すること<br>(個人の特性や病気など)              | 家庭に関すること |
|-------------|---|---------------------------------------|----------|
| 直接見聞きした情報   | ○月○日<br>・A君が○○の授業中、B君に「・・・」という言葉をかけたとき、B君は「・・・」と言った | ○月○日<br>・A君は帰り道、D君に対して、「昨日、・・・」と言っていた |          |
| 亡くなる前の伝聞情報  | ・A君が○○で○○されていた                                      |                                       |          |
| 亡くなつた後の伝聞情報 |   |                                       |          |

## 【時系列まとめ】

&lt;事実確認ができたこと&gt;

平成○年○月○日

- A君が○○の授業中、B君に「・・・」という言葉をかけたとき、B君は「・・・」と言った
- A君は帰り道、D君に対して、「昨日、・・・」と言っていた

平成○年○月○日

- .....

&lt;事実確認ができなかつたこと&gt;

- A君が○○で○○されていた
- .....

保護者の方へ ~必ずお読みください~  
<サンプル>

〇〇月〇〇日、本校〇年生の〇〇〇〇さんが自ら命を絶つという悲しい出来事が起こりました。かけがえのない命が失われてしまったことは痛恨の極みであり、教職員一同、大変厳しく受け止めております。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

かけがえのない友人を失い、生徒（児童）の心にも様々な影響が生じてきています。各家庭においても、お子様の様子を把握いただき、ショックや自責感が強いなど気になる反応を示している場合などには、どうぞ学校までお知らせください。別紙に、命に関わる出来事によって、子供たちの心と身体にはどのような変化が起こるのか、そして、親としてどのように接すればよいのかなどをまとめていますのでご参考ください。

また、保護者の皆様方のスクールカウンセラーへの相談やカウンセリングも可能ですので、ご相談ください。

ご遺族はもちろんのこと学校としても、なぜこのような事態になったのか、事実に向き合いたいと考えています。一般的に、子供が亡くなる前には、何らかのSOSを発していることがあるようですから、ご遺族のご要望も踏まえ、学校としては、保護者の皆様のご理解を得て、〇〇さんと一緒に生活をしていた生徒（児童）の皆さんから、何か知っていることがあるかどうかを聞き、今回の出来事について調査をしたいと考えています。

具体的には、生徒（児童）の皆さんへのアンケート調査と、必要に応じての、聴き取り調査の実施、の2点を考えています。

① 生徒（児童）の皆さんへのアンケート調査の実施について

同封した様式で生徒（児童）の皆さんへのアンケート調査への協力をお願いします。

協力いただいたアンケート内容については、後述する調査組織において分析します。また、回答者や記載された内容のうち個人が特定できる情報、筆跡などがわからないよう処理した上で、ご遺族へも提供することを念頭に置いています。

調査に協力いただける場合は、同封のアンケート内容に沿って、家庭でお子様とともに記載いただき、同封の封筒に入れ、〇月〇日までに、学校に持参させてください。

協力が難しい場合は、白紙で提出してください。

② 生徒（児童）の皆さんへの聴き取り調査の実施について

アンケート調査の後、必要に応じて生徒（児童）の皆さんへの聴き取り調査を実施する予定です。

聴き取り調査は、〇月〇日から〇〇程度の期間、放課後、本校において個別に実施いたします。調査に当たっては、生徒の精神状態やプライバシーにも十分配慮しつつ、心のケアの専門家の協力も得ながら慎重に行ってまいります。また、聞き取り調査を行う生徒（児童）のご家庭には、あらかじめお知らせいたしますので、協力が難しい場合は、学級担任あるいは教頭へ、その旨をご連絡ください。

アンケートや聴き取り調査の結果については、専門家による調査組織で分析が行われます。

この調査組織は専門的な立場から自殺に至った動機や背景等について調査・分析を行い、このような事態に至った背景等を可能な限り明らかにすることにより、今後の生徒(児童)の自殺予防に資することを目的に、本市教育委員会に設置しているものです。

自殺は一般に、様々な要因が複雑に関係し合って起こると言われています。こうした生徒(児童)への調査により集められる情報には、事実が大半ですが、中にはうわさや臆測、事実とは異なる情報が含まれている可能性もあります。また、こうした情報が自殺の動機にどのように結びつくのかは、全体の調査の中で総合的に分析し、判断する必要があります。このため、専門家による詳細調査が必要となります。

専門家とは、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士など各職能団体から推薦を受けた方々であり守秘義務が課されています。

調査組織において中立的な立場から、収集されたすべての情報を総合的に分析いただき、最終的に報告書としてまとめることとしておりますが、調査結果をどこまで公表するかについても、本市教育委員会及び調査組織において慎重に判断し、それに応じてご遺族にお知らせするとともに、保護者の方々にもご遺族の了解のもとでご報告いたします。

今後、○○さんが自殺に至った背景等ができるだけ明らかにするとともに、二度とこうした悲しい出来事が起こることがないよう、未然防止対策についても専門家の提言をいただき取り組んでまいりますので、背景調査にご理解、ご協力くださるようお願ひいたします。

※参考資料2を参考として、スクールカウンセラーの体制など必要な情報を追記して、本紙とともに配布してください。

### 承 諾 書

本校○年生○○○○さんの自殺に係る調査について、その趣旨を理解し、調査に

協力します

協力できません

※いずれかを○で囲んでください。

○○市立○○中学校長

○ ○ ○ ○ 様

平成○○年○○月○○日

○○市立○○中学校

○年○組 生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

印

(別紙)

### 「アンケート」(例)

去る〇月〇日に亡くなられた〇年生の〇〇さんのことで、みなさんの知っていることを教えてもらうために、アンケート調査を実施します。

この調査の目的は、二度とこのような悲しい出来事が起きないようにするために、今後、学校として何をどのようにしていくことが必要なのか、考える手がかりを得ることです。

また、このアンケートは、〇〇さんが亡くなる前にどんな学校生活を送っていたのかを知りたいというご家族の願いにこたえるためのものもあります。このため、みなさんに協力していただいたアンケートは、〇〇さんのご家族が希望すれば、お見せする可能性があります。

ただしこのとき、名前の部分は伏せてわからないようにします。誰が回答したことなのかも、わからないようにしますので、安心して回答してください。

もしこのアンケートでうまく書けなかつたことや、伝えられなかつたことがあったときは、いつでもどの先生でもいいので、お話しにきてください。

ご協力をお願いします。

問1 あなたは、○○さんについて何か知っていることがありますか。

(1) あなたが自分で見たり、○○さんから直接聞いたりしたこと：

(いつ頃に 見た／○○さんから聞いた 見聞きした内容 )

(2) 友だちから聞いたこと：

① 亡くなる前に聞いたこと

○○さんのことについて、○○さんが亡くなる前に友だちから聞いたことがある場合、いつ頃、どんなことを聞きましたか。

② 亡くなった後に聞いたこと

○○さんのことについて、○○さんが亡くなった後に何か聞いたことがある場合、いつ頃、どんなことを聞きましたか。

問2 あなた自身について何か伝えておきたいことや相談したいことがありますか。

ご協力ありがとうございました。今後も何か思い出したり、書き足りなかったことがあつたら、どの先生でもいいですので、知らせてください。

年 組 名前 ( )

アンケートの回答は、保護者の方に書いてもらった承諾書と一緒に封筒に入れて、封をしてから、担任の先生に提出してください。

## <参考資料6>

○佐世保市立小・中学校における出席停止の命令の手続きに関する規則

平成14年1月7日教委規則第1号

改正

平成20年3月31日教育委員会規則第4号

佐世保市立小・中学校における出席停止の命令の手続きに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第3項（第49条において準用する場合を含む。）の規定により、佐世保市立小・中学校における出席停止の命令の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(出席停止命令者)

第2条 出席停止の命令は、教育委員会が行うものとする。

(意見の聴取等)

第3条 教育委員会は、出席停止を命じる場合は、教育長が指名する教育委員会事務局の職員に直接面談をさせる方法で、あらかじめ保護者の意見を聴取しなければならない。ただし、直接面談が困難であると認められる場合は、保護者の意見を記載した書面の提出を求める方法で意見の聴取を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、関係する校長から意見具申（様式第1号）を求めるものとする。

(出席停止通知)

第4条 教育委員会は、出席停止を命じる場合、当該児童生徒の保護者に出席停止通知書（様式第2号）を交付しなければならない。

(出席停止命令期間の短縮等)

第5条 教育委員会は、出席停止期間中の当該児童生徒の状況により、出席停止命令期間を途中で短縮し、又は出席停止命令を解除することができる。

(出席停止期間中の支援)

第6条 教育委員会は、出席停止を命じる場合、学校の協力を得て当該児童生徒に関する指導計画を速やかに策定し、教育上必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月11日から施行する。

(佐世保市立小・中学校管理規則の一部改正)

2 佐世保市立小・中学校管理規則（平成13年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(教育長に対する事務委任規則の一部改正)

3 教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成20年3月31日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第1号（第3条関係）

(学校の文書番号)

第 号

(命今年月日)

年 月 日

佐世保市教育委員会 様

佐世保市立 学校

校長

印

児童・生徒の出席停止について(具申)

佐世保市立小・中学校における出席停止の命令の手続きに関する規則に基づき、下記のとおり出席停止についての意見を具申します。

記

1 児童生徒

学年 組 氏名

性別

(生年月日： 年 月 日 生)

2 保護者

住 所

佐世保市

氏 名

児童生徒との関係

3 出席停止期間

年 月 日( )から 年 月 日( )まで 日間

4 出席停止の理由

出席停止通知書

(教育委員会の文書番号)

第 号

(命令年月日)

年 月 日

(保護者名)

様

佐世保市教育委員会 印

学校教育法第35条第1項(第49条の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり出席停止を命じる。

1 出席停止となる児童生徒

佐世保市立 学校 第 学年 組 氏名 (性別)  
(生年月日) 年 月 日 生

2 出席停止期間

年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
日間

3 出席停止の理由

## <参考資料7>

### いじめ等相談窓口

(佐世保市ホームページより)

お子さんのことでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

#### 【相談機関一覧】

| 名 称                                   | 電話番号                                    |
|---------------------------------------|---|
| 24時間子供SOSダイヤル                         | ☎0120-0-78310                           |
| こどもの人権110番                            | ☎0120-007-110                           |
| 親子ホットライン（県教育センター）                     | ☎0120-725-311                           |
| ヤングテレホン（県警察本部少年課）                     | ☎0120-786-714                           |
| 佐世保市教育委員会学校教育課                        | ☎24-1111、25-9644                        |
| 佐世保市青少年教育センター                         | ☎22-0781                                |
| 愛のテレホン・愛のメール<br>(佐世保市青少年教育センター)       | ☎22-0077<br>✉ainomail@city.sasebo.lg.jp |
| 佐世保市教育センター                            | ☎76-7331                                |
| 佐世保市子ども子育て応援センター<br>(佐世保市中央保健福祉センター)  | ☎25-9705                                |
| 佐世保テレホン児童相談室<br>(佐世保こども・女性・障害者支援センター) | ☎23-1117                                |

